

大 阪 市 環 境 審 議 会 規 則

制定 平成6年8月1日

規則第108号

(趣 旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定に基づき、大阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部 会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会 議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹 事)

第8条 審議会に幹事を置き、関係行政機関の職員及び本市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大阪市公害対策審議会規則の廃止)

2 大阪市公害対策審議会規則（昭和37年大阪市規則第26号）は、廃止する。

附 則（平成13年4月1日規則第83号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第116号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第70号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日規則第10号）

この規則は、令和2年3月19日から施行する。